

デイサービスにしわが 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西和賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設するデイサービスにしわがの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員及び看護婦、看護師、準看護婦、準看護師などの「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態などの心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練などの介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスにしわが
- (2) 所在地 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-73-82

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（悠々館管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 通所介護従事者 生活相談員兼介護職員 2名以上（常勤職員 2名以上）
介護職員 4名以上（常勤職員 4名以上）
看護職員 2名以上（常勤職員 1名以上）

通所介護従業者は、指定通所介護の業務にあたる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成などを行う。

- (3) 機能訓練指導員 3名以上（常勤職員 2名、非常勤職員 1名以上）
看護職員 2名以上（常勤職員 1名以上、看護業務と兼務）
マッサージ師 1名（非常勤職員 1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日及び12月31日から翌年の1月1日を除き毎日。

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

2 営業時間の前後に連続して 12 時間を限度に、3 時間の延長サービスの実施ができるものとする。
(指定通所介護の利用人員)

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 30 人とする。

(指定通所介護の内容)

第 7 条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人などの作成した居宅サービス計画書にもとづいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養(養護)

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

(6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

- 2 通常の営業日及び営業時間を超えて通所介護を提供する場合、別表に掲げる利用料を 徴収する。
- 3 通所介護にかかる食材料費については、一律 600 円を徴収する。
- 4 通所介護にかかるオムツ代については、その実費を徴収する。
- 5 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 指定通所介護の利用者などは、本会の定める期日までに、利用料などを現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、西和賀町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の指定を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従事者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また必要な事項について年2回利用者に対し文書で連絡を行う。

(指定通所介護の利用契約)

第13条 本会は、指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族などに対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者またはその家族と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し伝染病などに関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持さ

せるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第 16 条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 17 条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 5 項の規程により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、担当職員を 1 名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 19 条 本会は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的(年 1 回以上)な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の禁止)

第 21 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年 1 回以上)に実施する。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 22 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 通所介護従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められた時は、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 7 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 12 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。